

# 消 防 編

# 第1 消防体制

## 1 消防組織

令和4年4月1日現在、県内には12消防本部があり、単独設置が2消防本部(福島市、いわき市)、一部事務組合による設置が10消防本部となっています。昭和49年4月1日の南会津地方広域市町村圏組合消防本部発足により、県内59市町村の常備化が達成されています。(表1-1、図1-1)

令和4年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村であり、非常備町村は29町村(7都県)に存在する。非常備町村は地理的な原因から非常備である地域が多く、1都3県の21町村(非常備町村全体の72.4%)は島しょである。(「令和4年版消防白書」より)

表1-1「消防常備化の現況」(令和4年4月1日現在)

	発足年月日	名 称	構成団体数				備 考
			市	町	村	計	
単 独	S25.6.1	福島市消防本部	1			1	H20.7.1 福島市・飯野町合併
	S41.10.1	いわき市消防本部	1			1	
消 防 一 部 事 務 組 合	S46.4.1	白河地方広域市町村圏 消 防 本 部	1	4	4	9	H17.11.7 白河市、表郷村、大信村、東村合併
	〃	喜多方地方広域市町村圏組合 消 防 本 部	1	1	1	3	H18.1.4 喜多方市・熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村合併
	S47.4.1	伊達地方消防組合消防本部	1	3		4	H18.1.1 伊達町・保原町・梁川町・霊山町・月館町合併、伊達市新設
	〃	相馬地方広域消防本部	2	1	1	4	H18.1.1 原町市・鹿島町・小高町合併、南相馬市新設
	〃	安達地方広域行政組合消防本部	2		1	3	H17.12.1 二本松市・安達町・岩代町・東和町合併 19.1.1 本宮町・白沢村合併、本宮市新設
	〃	会津若松地方広域市町村圏 整備組合消防本部	1	7	2	10	H16.11.1 会津若松市・北会津村合併 H17.10.1 会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併、会津美里町新設 H17.11.1 会津若松市・河東町合併
	S47.10.1	双葉地方広域市町村圏組合 消 防 本 部		6	2	8	
	S48.4.1	須賀川地方広域消防本部	1	4	3	8	H17.4.1 須賀川市・長沼町・岩瀬村合併
	〃	郡山地方広域消防組合消防本部	2	2		4	H17.3.1 滝根町・大越町・都路村・常葉町・船引町合併、田村市新設
	S49.4.1	南会津地方広域市町村圏組合 消 防 本 部		3	1	4	H18.3.20 田島町・笹岩村・南郷村・伊南村合



県内の消防機関の設置状況及び推移は、表1-2のとおりですが、常備化が達成された今日においても、消防団員が地域の防災に果たす役割は依然として大きく、各市町村消防団の一層の充実強化が必要となっています。

表1-2「消防機関の設置状況及び推移」

区分	年次				
	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
消防本部数	12	12	12	12	12
消防署数	29	29	29	29	29
消防出張所数	72	72	73	73	72
消防団数	59	59	59	59	59

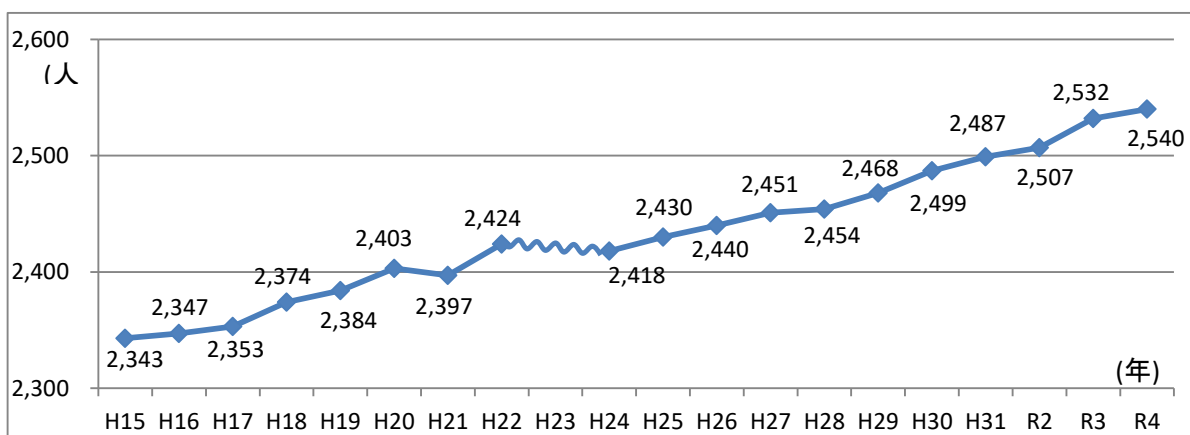
消防吏員及び消防団員の推移は、図1-2及び表1-3のとおりであり、令和4年4月1日現在、消防吏員は2,540人(対前年比8人増、約0.30%増)と、過去5年間で72人(2.83%)増加しています。

一方、消防団員をみると、30,101人(対前年比△1,068人、約3.54%減)で、過去5年間で2,287人(7.59%)減少しています。これは全国的な傾向でもありますが、本県においては消防本部・署の充実強化及び消防団装備の機械化・近代化等により総合的な消防力の向上を図っています。

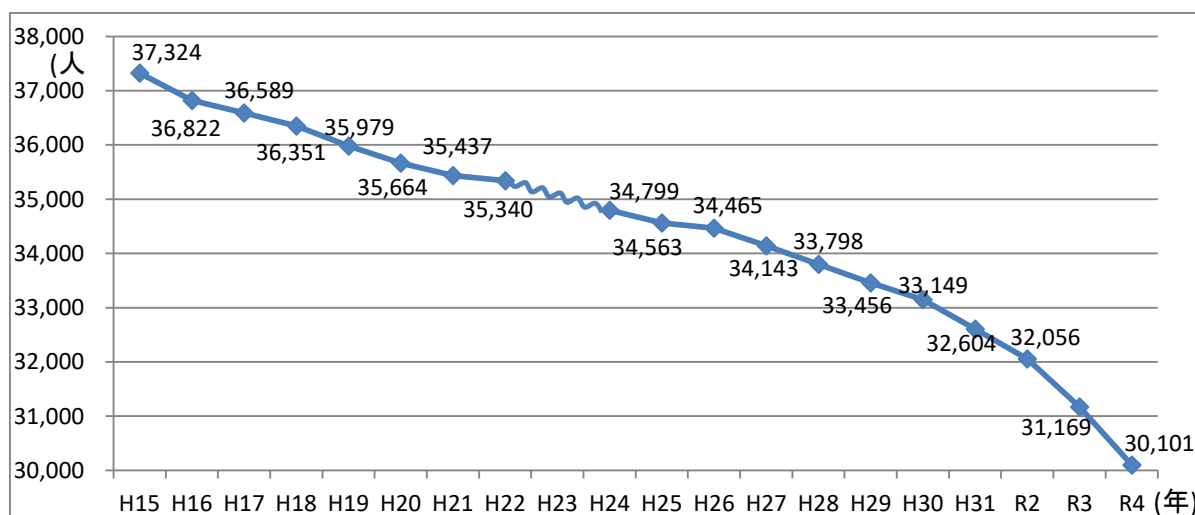
また、令和4年4月1日現在の女性消防吏員・消防団員については表1-4のとおりであり、消防吏員は52人、消防団員は421人となっております。

図1-2 消防吏員・消防団員の推移(毎年4月1日現在)

(1) 消防吏員



(2) 消防団員



※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。

表1-3 消防機関・人員の推移

年月日	消防本部						消防団					人口 1000人 当り 団員数 (人)
	本部	署	出張所	職員			非常勤		常勤		団員数 合計 (人)	
				吏員 (人)	その他 (人)	合計 (人)	団数 (団)	団員 (人)	団数 (団)	団員 (人)		
昭和25.4.1	4	4	0	100	9	109	361	56,559	1	14	56,573	27.5
26.4.1	5	5	0	149	9	158	360	56,974	2	23	56,997	27.6
27.4.1	6	6	1	168	9	177	360	57,405	2	23	57,428	27.7
28.4.1	6	6	1	171	9	180	359	57,576	2	23	57,599	27.8
29.4.1	7	7	1	198	9	207	278	57,910	3	31	57,941	27.8
30.4.1	8	8	1	230	9	239	155	55,306	3	32	55,338	26.4
31.4.1	9	9	1	254	3	257	145	54,863	3	27	54,890	26.2
32.4.1	10	10	1	270	6	276	145	53,435	3	27	53,462	25.6
33.4.1	11	11	1	307	3	310	133	52,582	3	31	52,613	25.2
34.4.1	12	12	1	351	4	355	133	51,767	2	23	51,790	24.8
35.4.1	12	12	2	360	3	363	120	51,180	2	23	51,203	25.0
36.4.1	12	12	2	361	3	364	120	50,265	2	23	50,288	24.7
37.5.31	12	12	2	394	3	397	120	49,543	3	29	49,572	24.5
38.5.31	13	13	2	424	3	427	120	48,862	3	20	48,882	24.3
39.5.31	13	13	3	458	6	464	119	48,393	2	14	48,407	24.2
40.5.31	13	13	3	460	8	468	119	47,688	2	14	47,702	24.0
41.5.31	13	13	4	487	10	497	119	47,054	3	19	47,073	23.9
42.4.1	10	14	4	540	10	550	104	46,935	6	42	46,977	23.9
43.4.1	10	14	5	563	12	575	104	46,215	9	88	46,303	23.6
44.4.1	10	14	6	614	12	626	103	46,086	9	71	46,157	23.6
45.4.1	10	14	9	670	8	678	103	45,842	10	87	45,929	23.6
46.4.1	10	14	11	703	8	711	90	45,778	10	94	45,872	23.7
47.4.1	11	15	30	990	16	1,006	90	45,357	4	47	45,404	23.2
48.4.1	11	18	52	1,276	10	1,286	90	44,921	-	-	44,921	23.0
49.4.1	12	19	65	1,504	12	1,516	90	44,615	-	-	44,615	22.9
50.4.1	12	19	65	1,613	12	1,625	90	44,026	-	-	44,026	22.6
51.4.1	12	19	69	1,621	12	1,633	90	43,127	-	-	43,127	21.7
52.4.1	12	19	70	1,679	11	1,690	90	42,688	-	-	42,688	21.3
53.4.1	12	19	72	1,747	10	1,757	90	42,236	-	-	42,236	21.0
54.4.1	12	22	72	1,809	11	1,820	90	41,556	-	-	41,556	20.5
55.4.1	12	23	70	1,844	13	1,857	90	41,089	-	-	41,089	20.2
56.4.1	12	24	70	1,873	12	1,885	90	40,945	-	-	40,945	20.0
57.4.1	12	25	70	1,915	15	1,930	90	40,779	-	-	40,779	19.9
58.4.1	12	25	72	1,922	15	1,937	90	40,699	-	-	40,699	19.8
59.4.1	12	25	72	1,927	15	1,942	90	40,587	-	-	40,587	19.7
60.4.1	12	25	70	1,931	15	1,946	90	40,494	-	-	40,494	19.6
61.4.1	12	25	70	1,930	14	1,944	90	40,371	-	-	40,371	19.4
62.4.1	12	26	70	1,929	13	1,942	90	40,213	-	-	40,213	19.2
63.4.1	12	26	70	1,938	13	1,951	90	40,156	-	-	40,156	19.1
平成元.4.1	12	29	70	1,951	14	1,965	90	40,054	-	-	40,054	19.1
2.4.1	12	29	70	1,969	12	1,981	90	39,877	-	-	39,877	18.9
3.4.1	12	29	71	1,990	12	2,002	90	39,721	-	-	39,721	18.8

年月日	消防本部						消防団					人口 1,000人 当り 団員数 (人)
	本部	署	出張所	職員			非常勤		常勤		団員数 合計 (人)	
				吏員 (人)	その他 (人)	合計 (人)	団数 (団)	団員 (人)	団数 (団)	団員 (人)		
平成4.4.1	12	29	71	2036	12	2,048	90	39,643 (15)	-	-	39,643 (15)	18.7
5.4.1	12	29	71	2,119 (2)	11	2,130 (2)	90	39,582 (30)	-	-	39,582 (30)	18.6
6.4.1	12	29	73	2,174 (8)	11	2,185 (8)	90	39,518 (31)	-	-	39,518 (31)	18.6
7.4.1	12	29	72	2,208 (2)	12	2,220 (2)	90	39,348 (33)	-	-	39,348 (33)	18.4
8.4.1	12	29	72	2,258 (1)	11	2,269 (1)	90	39,146 (33)	-	-	39,146 (33)	18.3
9.4.1	12	29	71	2,036 (3)	11	2,047 (3)	90	39,033 (33)	-	-	39,033 (33)	18.2
10.4.1	12	29	71	2,307 (5)	10	2,317 (5)	90	38,930 (35)	-	-	38,930 (35)	18.2
11.4.1	12	29	70	2,318 (7)	11	2,329 (7)	90	38,702 (34)	-	-	38,702 (34)	18.2
12.4.1	12	29	70	2,328 (7)	9	2,337 (7)	90	38,457 (49)	-	-	38,457 (49)	18.0
13.4.1	12	29	70	2,330 (9)	9	2,339 (9)	90	38,249 (47)	-	-	38,249 (47)	17.9
14.4.1	12	29	71	2,334 (8)	9	2,343 (8)	90	38,044 (58)	-	-	38,044 (58)	17.9
15.4.1	12	29	71	2,343 (10)	9	2,352 (10)	90	37,324 (93)	-	-	37,324 (93)	17.6
16.4.1	12	29	71	2,347 (11)	8 (6)	2,355 (17)	90	36,822 (126)	-	-	36,822 (126)	17.4
17.4.1	12	29	72	2,353 (12)	8 (6)	2,361 (18)	83	36,589 (121)	-	-	36,589 (121)	17.4
18.4.1	12	29	72	2,374 (15)	8 (5)	2,382 (20)	68	36,351 (123)	-	-	36,351 (123)	17.3
19.4.1	12	29	72	2,384 (19)	7 (5)	2,391 (24)	67	35,979 (129)	-	-	35,979 (129)	17.2
20.4.1	12	29	72	2,403 (21)	9 (6)	2,412 (27)	60	35,664 (133)	-	-	35,664 (133)	17.2
21.4.1	12	29	72	2,397 (25)	9 (6)	2,406 (31)	59	35,437 (159)	-	-	35,437 (159)	17.2
22.4.1	12	29	72	2,424 (29)	7 (4)	2,431 (33)	59	35,340 (171)	-	-	35,340 (171)	17.2
24.4.1	12	29	71	2,418 (31)	8 (4)	2,426 (35)	59	34,799 (176)	-	-	34,799 (176)	17.7
25.4.1	12	29	71	2,430 (32)	16 (3)	2,446 (35)	59	34,563 (182)	-	-	34,563 (182)	17.7
26.4.1	12	29	72	2,440 (36)	21 (3)	2,461 (39)	59	34,465 (187)	-	-	34,465 (187)	17.8
27.4.1	12	29	72	2,451 (35)	23 (2)	2,474 (37)	59	34,143 (188)	-	-	34,143 (188)	17.5
28.4.1	12	29	72	2,454 (35)	27 (2)	2,481 (37)	59	33,798 (188)	-	-	33,798 (188)	17.3
29.4.1	12	29	72	2,468 (35)	25 (2)	2,493 (37)	59	33,456 (221)	-	-	33,456 (221)	17.2
30.4.1	12	29	72	2,487 (36)	23 (2)	2,510 (38)	59	33,149 (259)	-	-	33,149 (259)	17.2
31.4.1	12	29	72	2,499 (38)	25 (1)	2,524 (39)	59	32,604 (307)	-	-	32,604 (307)	17.2
令和2.4.1	12	29	73	2,507 (42)	27 (2)	2,534 (44)	59	32,056 (381)	-	-	32,056 (381)	17.0
3.4.1	12	29	73	2,532 (48)	17 (2)	2,549 (50)	59	31,169 (419)	-	-	31,169 (419)	17.1
4.4.1	12	29	72	2,540 (52)	15 (2)	2,555 (54)	59	30,101 (421)	-	-	30,101 (421)	16.8

※( )内の数字は、女性の数(内数)。

※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。

※平成25年の消防団員数について、平成25年消防白書に記載されている消防団員数と差異がありますが、南会津町機能別消防団員数(120人)の集計漏れがあったためです。

※平成27年の消防団員数について、平成27年消防白書に記載されている消防団員数と差異がありますが、一部の消防団員数の集計に誤りがあったためです。

※平成28年の消防職員数について、平成28年消防白書に記載されている職員数と差異がありますが、消防職員(その他)の記載に誤りがあったためです。

表1-4 女性消防吏員及び女性消防団員の状況

(1) 女性消防吏員

消防本部名	人数(人)
福島市消防本部	9
いわき市消防本部	10
伊達地方消防組合消防本部	1
安達地方広域行政組合消防本部	3
郡山地方広域消防組合消防本部	10
須賀川地方広域消防本部	5
白河地方広域市町村圏消防本部	3
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	1
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	6
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	2
相馬地方広域消防本部	2
合計	52

(2) 女性消防団員

市町村名	人数(人)
福島市	74
会津若松市	4
郡山市	3
いわき市	21
白河市	2
須賀川市	12
喜多方市	5
相馬市	2
二本松市	3
田村市	32
南相馬市	14
伊達市	7
桑折町	20
国見町	2
川俣町	13
鏡石町	19
只見町	10
西会津町	10
磐梯町	1
猪苗代町	3
会津坂下町	13
湯川村	1
柳津町	1
会津美里町	6
西郷村	7
棚倉町	3
塙町	1
石川町	4
浅川町	10
古殿町	9
三春町	7
広野町	28
檜葉町	41
富岡町	1
川内村	4
大熊町	9
浪江町	11
新地町	8
合計	421

表1-5 機能別団員の導入状況

	消防団名	団員数(人)	活動内容(概略)	設置(発足)
1	昭和村消防団	43	災害防御等	H18.4.1
2	三春町消防団	39	災害防御、ラッパ隊等	H19.4.1
3	三島町消防団	70	災害防御、避難所	H21.4.1
4	会津美里町消防団	70	災害防御、避難所、教育	H21.4.1
5	南会津町消防団	95	災害防御、消火活動等	H22.4.1
6	泉崎村消防団	41	災害防御、消火活動等	H23.4.1
7	金山町消防団	90	消火活動等	H25.10.1
8	桑折町消防団	22	災害防御、教育訓練	H27.11.16
9	会津若松市消防団	30	消化活動等	H28.4.1
10	塙町消防団	9	ラッパ隊	H28.4.1
11	南相馬市消防団	170	災害防御、広報等	H28.9.23
12	浪江町消防団	26	広報、教育訓練	H29.4.1
13	須賀川市消防団	40	消火活動等	H29.7.1
14	川俣町消防団	64	消火活動等	H29.7.1
15	鏡石町消防団(女性消防隊)	20	災害防御、広報	H30.1.1
16	檜葉町消防団	62	災害防御、広報等	H30.3.8
17	湯川村消防団	12	災害防御、教育訓練	H30.4.1
18	中島村消防団	2	ラッパ隊	H30.4.1
19	矢吹町消防団	34	災害防御、消火活動	H30.4.1
20	田村市消防団	182	災害防御、広報	H31.4.1
21	鮫川村消防団	24	災害防御	H31.4.1
22	古殿町消防団	30	災害防御等	H31.4.1
23	広野町消防団	71	災害防御、火災予防等	R1.11.1
24	下郷町消防団	44	消火活動等	R2.4.1
25	川内村消防団	11	災害防御、広報	R2.4.1
26	福島市消防団	137	災害防御、広報等	R2.10.1
27	喜多方市消防団	11	消火活動等	R4.4.1
28	二本松市消防団	136	災害防御	R4.4.1
29	北塩原村消防団	7	初期消火等	R4.4.1
30	大熊町消防団	13	防災防御、ラッパ隊等	R4.4.1
31	葛尾村消防団	17	広報、消火活動等	R4.4.1
32	伊達市消防団	93	災害防御	R4.7.1
33	双葉町消防団	21	広報、消火活動等	R4.10.1
	合計	1,736		



## 2 消防施設

### (1) 消防機械

消防機械の保有状況は表1-6のとおりです。

表1-6 消防機械の保有状況

区分		H26.4.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1	30.4.1	31.4.1	R2.4.1	3.4.1	4.4.1
消防本部・消防署	普通消防ポンプ自動車	96	91	99	102	102	101	97	95	95
	指数	100.0	94.8	103.1	106.3	106.3	105.2	101.0	99.0	99.0
	水そう付消防ポンプ自動車	51	49	49	49	50	51	50	46	44
	指数	100.0	96.1	96.1	96.1	98.0	100.0	98.0	90.2	86.3
	はしご付消防ポンプ自動車	14	13	13	13	13	13	13	13	13
	指数	100.0	92.9	92.9	92.9	92.9	92.9	92.9	92.9	92.9
	化学消防自動車	17	17	17	19	19	19	19	18	18
	指数	100.0	100.0	100.0	111.8	111.8	111.8	111.8	105.9	105.9
	救助工作車	23	23	23	20	19	19	19	19	19
	指数	100.0	100.0	100.0	87.0	82.6	82.6	82.6	82.6	82.6
救急自動車	130	118	132	132	133	133	136	137	136	
指数	100.0	90.8	101.5	101.5	102.3	102.3	104.6	105.4	104.6	
小型動力ポンプ (小型動力ポンプ付積載車を含む)	15	11	10	11	14	14	23	23	27	
指数	100.0	73.3	66.7	73.3	93.3	93.3	153.3	153.3	180.0	
消防団	普通消防ポンプ自動車	546	545	547	544	538	549	544	540	539
	指数	100.0	99.8	100.2	99.6	98.5	100.5	99.6	98.9	98.7
	水そう付消防ポンプ自動車	19	19	20	20	20	22	23	23	22
	指数	100.0	100.0	105.3	105.3	105.3	115.8	121.1	121.1	115.8
小型動力ポンプ付積載車	1,775	1,738	1,756	1,736	1,746	1,750	1,759	1,721	1,704	
指数	100.0	97.9	98.9	97.8	98.4	98.6	99.1	97.0	96.0	
小型動力ポンプ	851	827	827	740	768	734	744	742	738	
指数	100.0	97.2	97.2	87.0	90.2	86.3	87.4	87.2	86.7	
合計	普通消防ポンプ自動車	642	636	646	646	640	650	641	635	634
	指数	100.0	99.1	100.6	100.6	99.7	101.2	99.8	98.9	98.8
	水そう付消防ポンプ自動車	70	68	69	69	70	73	73	69	66
	指数	100.0	97.1	98.6	98.6	100.0	104.3	104.3	98.6	94.3
小型動力ポンプ (小型動力ポンプ付積載車を含む)	2,641	2,576	2,593	2,487	2,528	2,498	2,526	2,486	2,469	
指数	100.0	97.5	98.2	94.2	95.7	94.6	95.6	94.1	93.5	

※指数は、平成26年4月1日現在の数値を100として計算したものです。

(2) 消防水利

消防水利(消防水利の基準に適合するもの)には、消火栓、防火水槽、井戸等の人工水利と河川、池、湖沼等の自然水利があり、消防機械とともに重要な役割を果たしており、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに耐震性貯水槽や防火水槽の設置促進を図りながら、これら消火栓等との適切な組合せによる水利の多元化を推進する必要があります。

令和4年4月1日現在の消火栓、防火水槽、井戸の保有状況は、表1-7のとおりです。

表1-7 消防水利の保有状況

区分		H26.4.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1	30.4.1	31.4.1	R2.4.1	3.4.1	4.4.1
消火栓	公設・私設等	29,692	31,382	32,788	33,857	34,023	34,605	34,721	33,767	33,860
	指数	100.0	105.7	110.4	114.0	114.6	116.5	116.9	113.7	114.0
防火水槽	40㎡以上	7,640	7,779	7,805	7,807	7,840	7,921	10,168	10,198	10,163
	指数	100.0	101.8	102.2	102.2	102.6	103.7	133.1	133.5	133.0
井戸	公設・私設等	63	63	102	102	108	108	107	104	104
	指数	100.0	100.0	161.9	161.9	171.4	171.4	169.8	165.1	165.1

※指数は、平成26年4月1日現在の数値を100として計算したものです。

(3) 消防施設等整備費補助事業

消防施設強化促進法(昭28法律第87号)に基づき、国ではその整備のため一般地域に対しては、補助基準額の1/3を補助し、その強化促進を図っています。また、緊急消防援助隊関係設備については、消防組織法において義務的補助金に位置づけられ、補助率は基準額の1/2とされています。

なお、平成17年度に、三位一体改革における国庫補助金の一般財源化に伴い、常備消防に係る設備が補助対象から除外されました。県においても、同法律の趣旨を踏まえた県単独の補助事業を実施していましたが、平成17年度をもって廃止となりました。

過去10年間の実績は表1-8のとおりです。

表1-8 消防施設等補助実績

事業名	年度											
	H23 件数	H24 件数	H25 件数	H26 件数	H27 件数	H28 件数	H29 件数	H30 件数	R1 件数	R2 件数	R3 件数	
消防 防災 施設 整備	耐震性貯水槽	2	15	11	5	4	5	6	8	10	7	4
	高機能消防指令センター総合整備事業	1	-	-	-	-	-	-	-	1	0	0
	小計	3	15	11	5	4	5	6	8	11	7	4
緊急 消防 援助 隊 施設 整備	救助工作車Ⅲ型	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	救助工作車Ⅱ型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	救助用資機材	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	高度救助用資機材	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	災害対応 特殊救急自動車	1	-	-	-	1	4	3	-	4	1	2
	高度救命処置用資機材	1	-	-	1	1	4	-	-	4	1	2
	緊急消防援助隊用支援資機材等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	災害対応 特殊消防ポンプ車	-	-	-	1	-	3	-	-	-	-	2
	災害対応特殊水槽付 消防ポンプ自動車	3	1	2	2	1	1	1	-	-	-	-
	災害対応特殊化学 消防ポンプ自動車	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	災害対応特殊屈折はしご 付消防ポンプ自動車	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	テロ対策用特殊救助資機材	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	消防団総合整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	支援車	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	搬送用アイソレーター装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
小計	6	2	9	5	3	12	4	1	9	7	7	
国庫補助合計	9	17	20	10	7	17	10	9	20	14	11	

## 第2 火災予防

県では火災の発生を予防するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施し、県民に対し火災予防意識の高揚を呼びかけています。

一方、消防法により、火災を予防するため建築物の防火対策として、出火を予防する対策や延焼防止、安全避難確保のための対策が定められています。

### 1 火災予防運動

日常生活において、火災発生の危険性は常に存在し、火災発生原因の大部分が人為的ミスであることから、火の取扱いには常に細心の注意を払い、火災の発生を防止するよう啓発に努めるとともに、毎年春と秋に全国火災予防運動を実施しています。

- ◆ 春季全国火災予防運動期間 3月1日～3月7日
- ◆ 秋季全国火災予防運動期間 11月9日～11月15日

令和4年秋季全国火災予防運動の重点目標は次のとおりです。

#### 【重点目標】

##### (1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

##### (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施
- ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- エ 火気取扱いにおける注意の徹底
- オ 工事等における火気管理の徹底

##### (3) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

##### (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故の発生を踏まえた安全対策の再徹底
- エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- オ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
- カ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- キ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

- ク 表示制度及び公表制度の取組の推進
- ケ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- コ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
- サ 飲食店における防火安全対策の徹底
- シ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
- ス 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底
- セ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
- ソ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
  - 製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
  - ア 催しを主催する者に対する指導
  - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
  - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
  - エ 照明器具の取扱いに係る指導

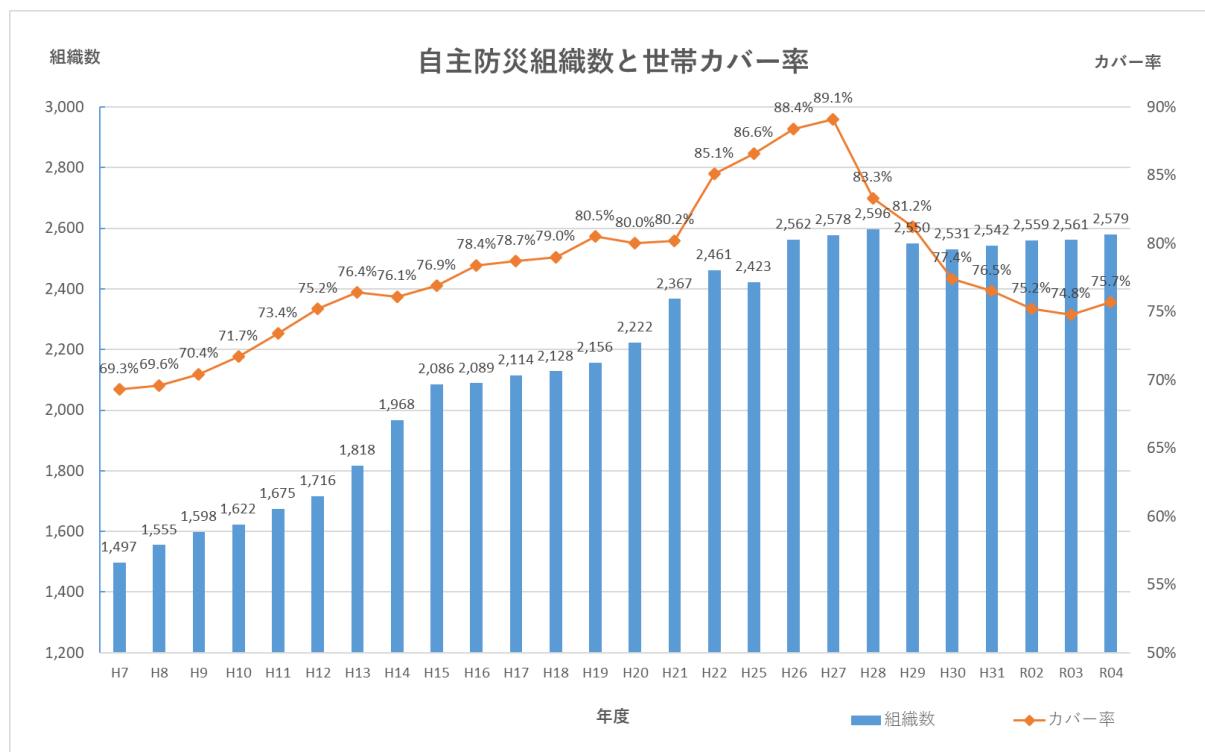
## 2 消防用設備等の規制

消防法令の規制を受ける防火対象物の数は、67,863カ所(令和4年3月31日現在)であり、これらの建物については、消火に必要な設備や、警報設備、避難設備等の設置が義務づけられており、設置した設備については定期的に点検を行うこととされています。

さらに、一定以上の人員を収容する防火対象物においては、防火管理者を選任し、消防計画の作成、消火、通報、避難の訓練の実施をはじめ消火活動上必要な施設の維持管理にあたっているほか、防火対象物となっている建築物において新築、増築、改修、修繕等が行われる場合には、消防機関が消防用設備等の設置についてチェックをして消防同意を与えています。

### 第3 自主防災組織

県、市町村、消防機関の3者が協力して、自主防災組織の育成強化を図っており、令和4年4月1日現在で、組織数は2,579団体、カバー率は75.7%となっていますが、地域によって組織状況に差がみられます。



- ※ 平成23、24年度は東日本大震災の影響で正しい数値が出せないため集計していない。
- ※ 平成25～27年度のカバー率は、原発事故により避難している檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を除いたものを採用している。
- ※ 平成28年度のカバー率は、原発事故により避難している富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を除いたものを採用している。なお、平成28年度公表値の端数処理の誤りにより、カバー率を訂正した。（訂正前 83.2%→訂正後 83.3%）
- ※ 平成29～令和2年度のカバー率は、原発事故により避難している大熊町、双葉町を除いたものを採用している。

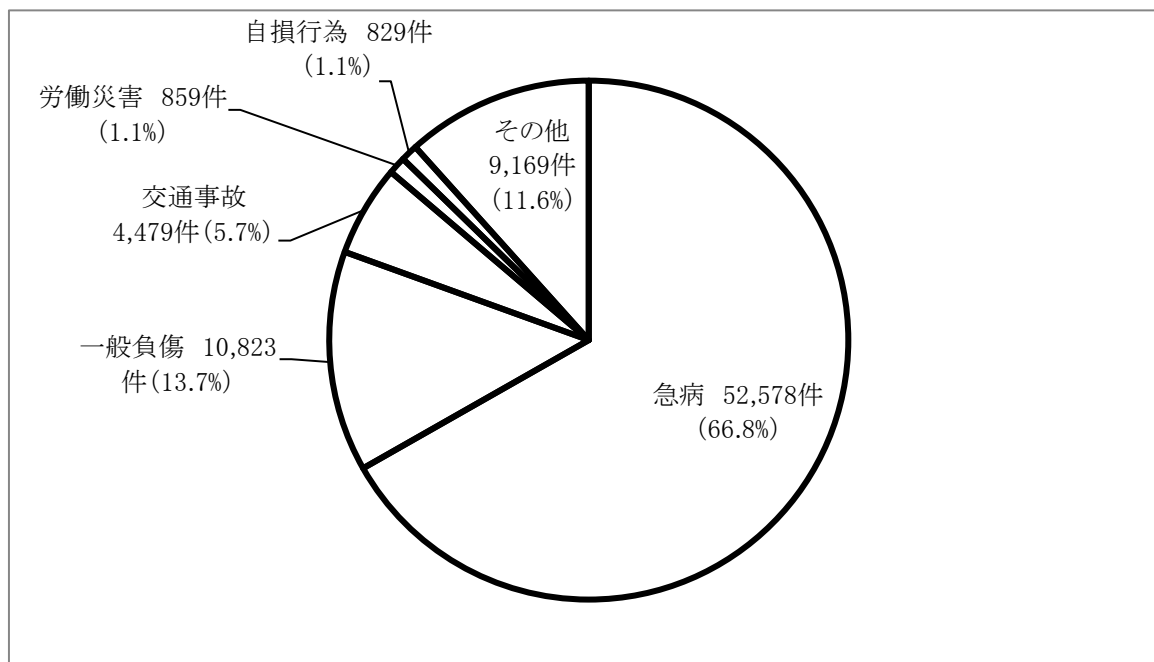
## 第4 救急・救助業務

救急業務は、県内12消防本部において136台(R4.4.1現在)の救急自動車により24時間体制で実施しています。令和3年の活動状況は、78,737件出場し、71,999人を搬送しました。

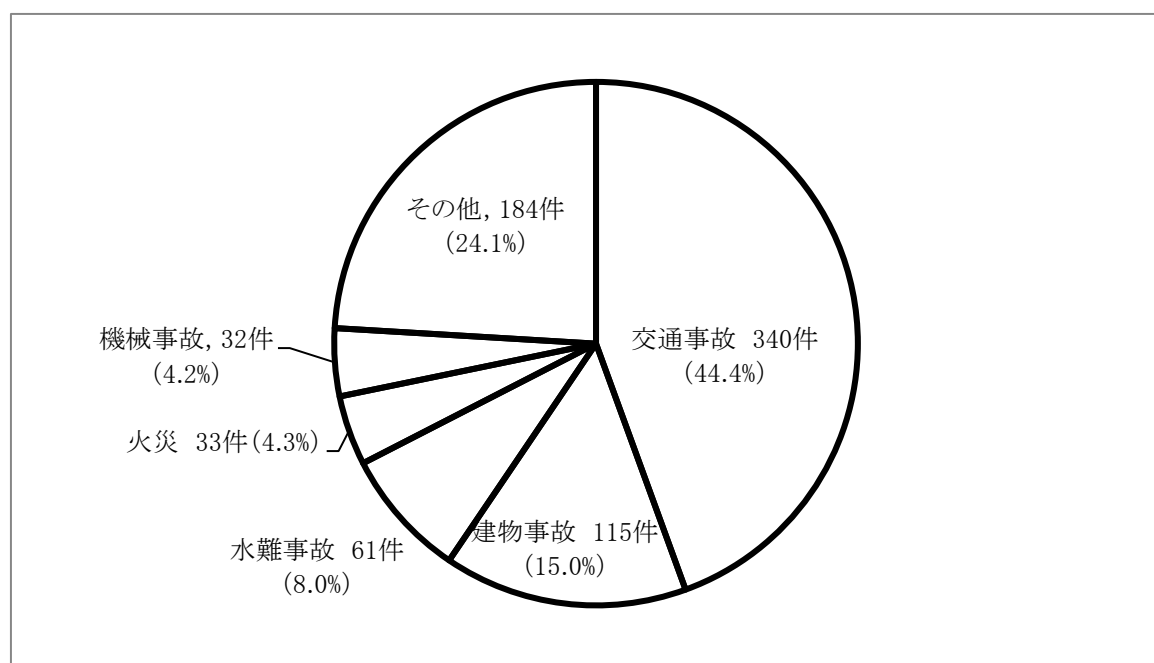
救急業務の高度化については、消防本部における救急救命士の養成の推進に努めています。

救助業務は、19台(R4.4.1現在)の救助工作車とその他の車輛の合わせて66台により実施しています。令和3年の活動状況は、765件出場し、536人を救助しました。

救急出場件数(令和3年)  
年間:78,737件



救助出場件数(令和3年)  
年間:765件



事故種別傷害程度別救急搬送状況(令和3年)

事故種別	傷害程度					
	死亡	重症	中等症	軽傷	その他	合計
急病	1,661人 3.5%	4,836人 10.1%	19,873人 41.3%	21,731人 45.2%	3人 0.0%	48,104人 100.0%
交通事故	34人 0.8%	208人 4.9%	813人 19.0%	3,220人 75.3%	0人 0.0%	4,275人 100.0%
一般負傷	150人 1.5%	1,261人 12.5%	3,238人 32.1%	5,440人 53.9%	0人 0.0%	10,089人 100.0%
その他	128人 1.3%	1,926人 20.2%	5,716人 60.0%	1,760人 18.5%	1人 0.0%	9,531人 100.0%
計	1,973人 2.7%	8,231人 11.4%	29,640人 41.2%	32,151人 44.7%	4人 0.0%	71,999人 100.0%

医療機関別救急搬送状況(令和3年)

救急告示医療機関				その他の医療機関	合計
71,996人	100.0%				
国・公立病院	公的病院	私的病院	私的診療所		
15,921人	9,263人	45,813人	999人	3人	71,999人
22.1%	12.9%	63.6%	1.4%	0.0%	100.0%

収容所要時間別搬送状況(令和3年)

10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	合計
5人	354人	7,287人	47,322人	16,131人	900人	71,999人
0.1%	0.5%	10.1%	65.7%	22.4%	1.3%	100.0%

救助活動状況(令和3年)

活動状況	火災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	その他の 事故	合計
	建物	建物以外							
出動件数	30件	3件	340件	61件	3件	32件	115件	181件	765件
救助人員	6人	1人	195人	68人	3人	17人	76人	170人	536人



## 第5 危険物規制の状況

産業経済の発展及び家庭生活の向上に伴い、危険物の取扱量は年々増加しており、その種類、質ともに著しく多様化しているのに伴い、これらによる災害発生の潜在的な危険性もまた増大しています。

危険物による災害を未然に防ぐためには、安全な施設による危険物の保安管理の徹底が必要であり、事故防止を目的として、県内 12 消防本部に対する危険物行政の指導を行い、また危険物取扱者に対しては危険物取扱者保安講習を実施しています。

### 1 危険物施設数の推移

令和 4 年 3 月 31 日現在における県内の危険物施設数は、総数 9,995 施設で、その内訳は、製造所 155 施設、貯蔵所 6,727 施設、取扱所 3,113 施設です。

前年度と比較した場合、総数で 114 施設の減、内訳は、製造所増減なし、貯蔵所 70 施設減、取扱所 44 施設減、となりました。

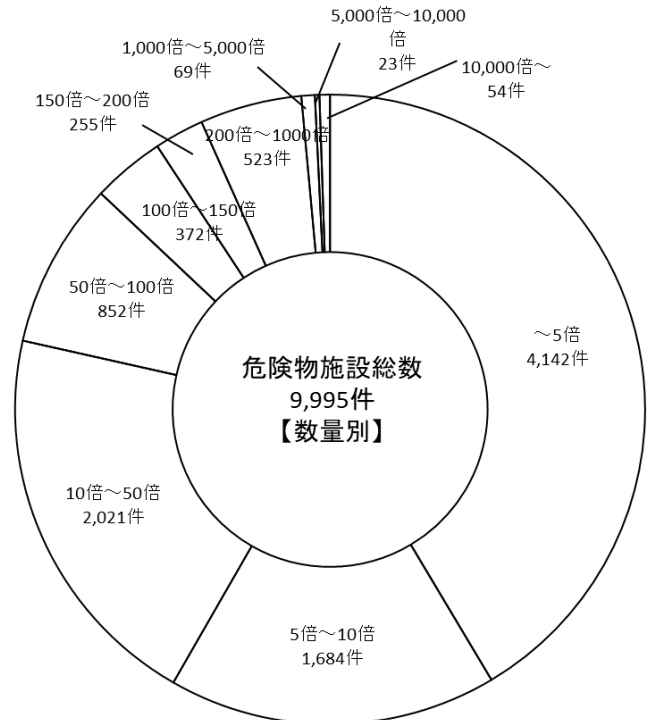
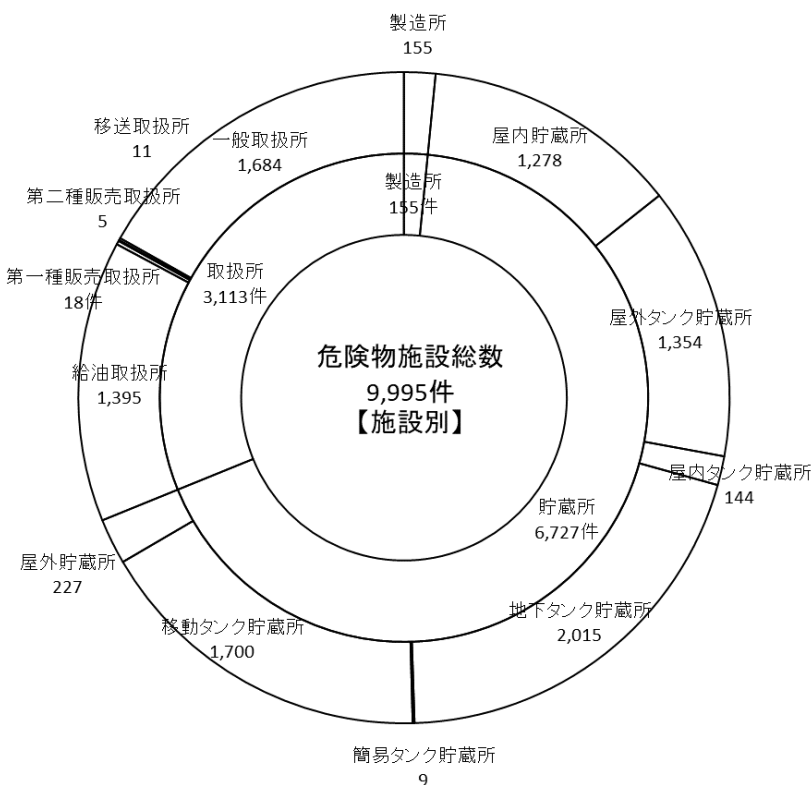
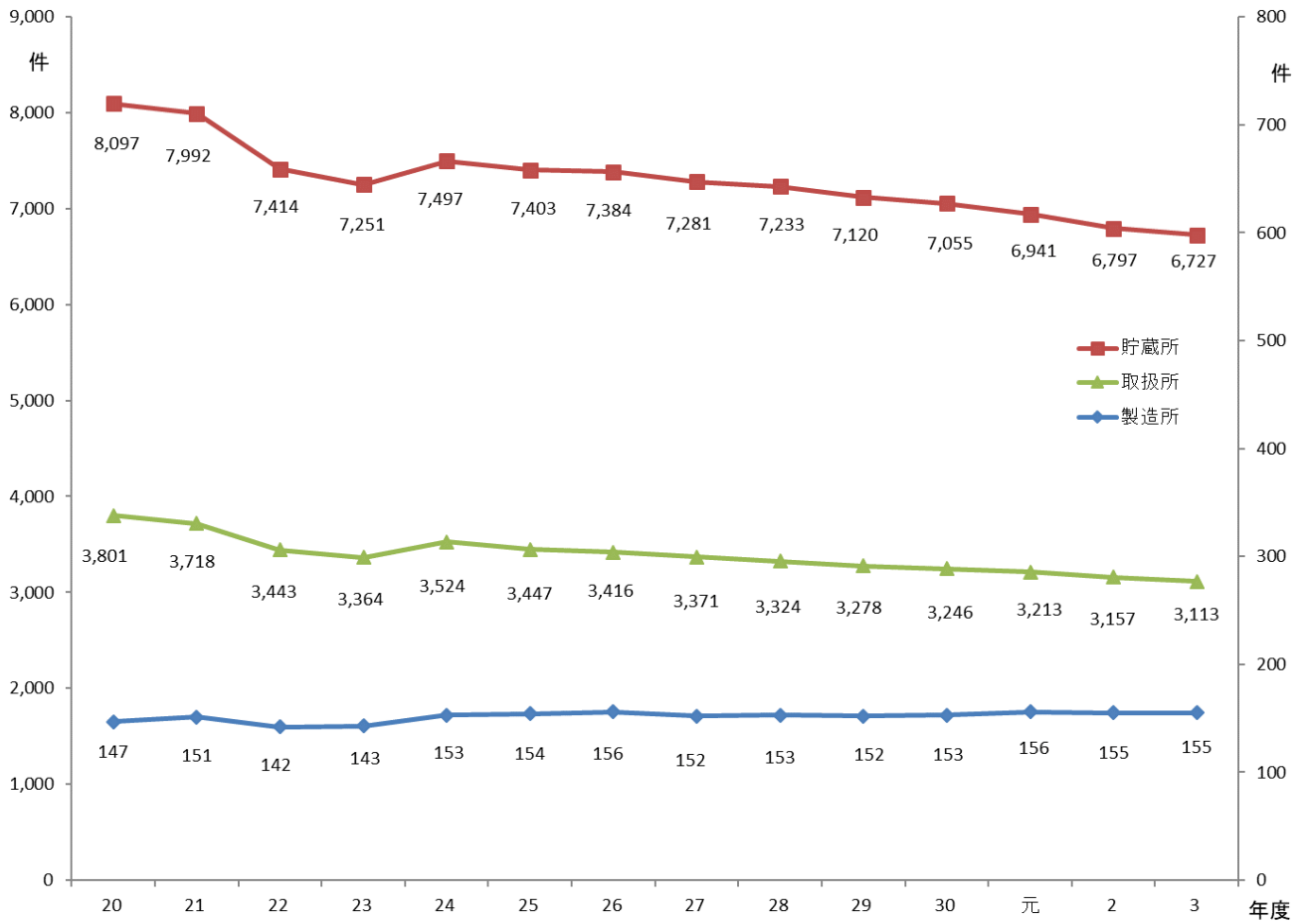
危険物施設の区分別内訳については、貯蔵所が全体の 67.3%と最も多く、うち地下タンク貯蔵所が全体の 20.2% (2,015 施設) を占めています。

取扱所は全体の 31.1%であり、うち一般取扱所が 1,684 施設と、全体の 16.8%を占めています。製造所は全体の 1.6%となっています。

危険物施設の倍数(指定数量を 1 とした指数)による規模別の構成は、5 倍以下の施設が 4,142 件と総数の 41.4%となり最も多く、50 倍以下の施設の合計は、施設総数の 78.5%を占めています。

一方、全国の危険物施設数は、令和 4 年 3 月 31 日現在で、製造所 5,051 施設、貯蔵所 265,333 施設、取扱所 118,192 施設、合計 388,576 施設で、県内の施設が占める割合は、それぞれ総数で 2.6%、製造所が 3.1%、貯蔵所が 2.5%、取扱所が 2.6%となっています。

年次別危険物製造所等の推移（完成検査済証交付施設）

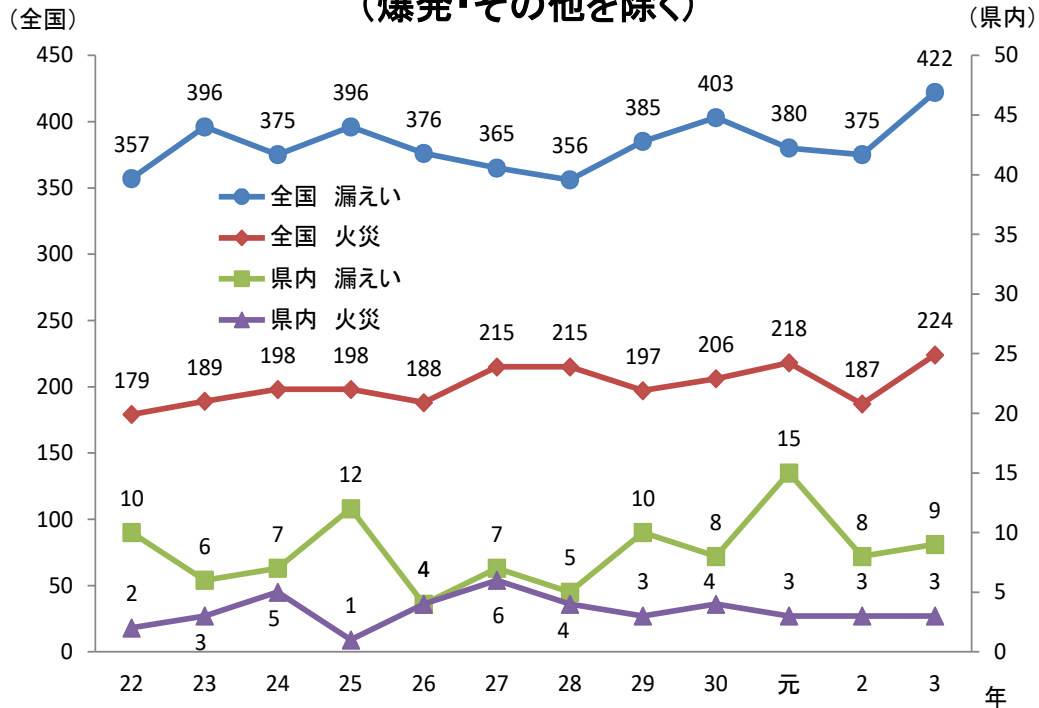


## 2 危険物に係る事故

令和3年中県内においては、19件(流出9件、破損6件、火災3件、爆発1件)の事故が発生しており、施設別では取扱所13件、貯蔵所4件、その他2件でした。

事故原因としては、点検・確認不足によるものが最も多い結果となりました。

### 危険物施設における危険物事故件数の推移 (爆発・その他を除く)



## 3 危険物取扱者試験の実施

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種の区分で実施され、この合格者には危険物取扱者免状の申請資格が与えられます。

試験は都道府県の委任を受けて一般財団法人消防試験研究センターが実施しており、令和3年度の試験結果は、甲種、乙種及び丙種の合計で、受験者8,069人に対し、3,045人が合格し、合格率は37.7%でした。

## 4 危険物取扱者保安講習の実施

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年ごとに都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けることが義務づけられています。

また、昭和63年度からは、危険物の取扱作業の従事状況に応じて講習を区分する、いわゆる種別講習の導入を図っております。

なお、平成4年4月1日から運用が開始された危険物取扱者免状返納命令制度の周知に伴い受講意識が向上したためか、平成4年度を境に受講者数が増加し、平成8年度以降は3,600人~4,000人程度で推移しています。

## 第6 福島県消防学校

### 1 消防学校の沿革

昭和23年自治体消防発足後、消防学校設立の必要性が唱えられつつあるとき、昭和27年消防組織法の一部が改正され、県として消防学校の設置が義務づけられ、消防職員及び消防団員に対する知識・技能の習得を行うための教育訓練を行う場として準備を進めるとともに、昭和28年第6回県下消防団長大会において「消防学校建設要望の件」が決議された。

県は、関係市町村及び各種団体の協力を得て、昭和30年8月21日福島市太平寺に消防学校を設立し、同年9月8日より教育訓練を開始した。

その後、庁舎の老朽化と、屋外訓練場の狭隘等から近代消防の教育訓練には適応困難となり、現在地に移転することに決定、昭和45年8月着工、昭和46年1月竣工、同年3月移転業務を完了し、同年4月より開校した。

その後年数の経過に伴い、消防学校の老朽化、狭隘化のため、改築整備事業を行うこととなり、隣接する民地を取得し、平成12年11月には第1期工事として管理・教育棟及び宿泊棟の工事に着工し、平成13年11月に竣工、平成14年3月には移転業務を完了し、同年4月より旧施設の約2倍の規模（宿泊定員120名）で一部開校した。

平成15年8月には、第2期工事である体育館・屋内訓練場及び水難救助訓練用プール・潜水槽の工事が完了した。

さらに、平成16年10月より最終となる第3期工事として、消防訓練棟（AFT）、車庫及び屋外訓練場の全面改築に着工、平成17年3月に完了し、消防学校は最新の施設・設備を備えることとなった。

また、国の「消防学校の教育訓練の基準」の全面改正を踏まえ、「福島県消防学校教育訓練規則」を一部改正し、本県消防教育訓練機関として、より高度な教育訓練を実施していくこととなった。

なお、令和3年度における教育訓練は次表のとおり実施した。

### 2 施設の概要

(1) **所在地** 福島県福島市荒井字仲沢7番地

(2) **面積** 敷地 44,635.43㎡ 建物延床面積 9,487.24㎡

#### (3) **建物**

管理・教育棟	鉄筋コンクリート2階建一部地階	1棟	延床面積	2,461.30㎡
宿泊棟	鉄筋コンクリート2階建	1棟	延床面積	3,123.20㎡
訓練塔（主塔）	鉄筋コンクリート8階建			
（消防訓練棟）	鉄筋コンクリート3階建	1棟	延床面積	計896.00㎡
訓練塔（補助塔）	鉄筋コンクリート6階建	1棟	延床面積	162.00㎡
屋内訓練場	鉄筋コンクリート2階建	1棟	延床面積	2,076.62㎡
水難救助訓練施設	鉄筋コンクリート平屋建	1棟	延床面積	148.60㎡
車庫棟	鉄骨平屋建	1棟	延床面積	487.52㎡
展示館	鉄骨1階建	1棟	延床面積	132.00㎡

令和3年度教育訓練実施時期一覧

教育種別		期別	人員 (人)	令和2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月		
消防職員	初任教育	第83期	66	12													
		警防科	22											27	9		
		予防査察科	24										13	24			
		火災調査科	26											13	24		
		特殊災害科	21													9	
		救急科(実技)	第31期	31									17	9	13	9	
			第32期	34									17	9		16	16
		救助科	第23期	28								20	17				
		幹部	初級幹部科	24									29	10			
		特別教育	ポンプ操法指導員科	※													
救命士養成補助教育科	24									18	22						
指揮隊長科	※																
通信指令課	※																
基礎教育(I・II修了者)	30				6												
消防団員	初級幹部科	第95期	※														
		現場指揮課程	45									27					
	訓練礼式指導員科	分団指揮課程	58								16						
		ポンプ操法指導教育科	40														
校外教育	女性消防団員科	※													28		
	県内6会場	113															
一般教育	自衛消防隊員教育	※															
	少年消防クラブ員教育	※															

別に定める

※は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、教育課程を中止したことによる。